

神戸大学学生会規約

基本理念

本学会は各団体の密接なる関連を保ち本学学生の学問研究活動及び奉仕活動を促進することを目的とする。

第一章 活動

(名称)

第一条 本学会は神戸大学学生会と称する。

(議場)

第二条 本学会は次の議場を行う。

- 一 基本理念を維持するための諸設備の整備と運営。
- 二 活動報告会、討論会、講演会の開催。
- 三 団体運営に帰する経験の交流。
- 四 本学会研究論文集「学園論叢」の発行。
- 五 神戸大学総合雑誌「展望」の発行。
- 六 その他役員会が本学会の目的を推進するために相当と認めた事業。

(関係団体との連携)

第三条 本学会は各学年自治会、文化総部、体育会、新聞会と連絡を保ちつつ活動を行う。

(本部)

第四条 本学会の本部は学生学館四〇四号室におく。

第二章 加入、脱退要件

(加入要件)

第五条 次の条件をみたす団体は本会に加入することができる。

- 一 神戸大学に在学する学生をもって構成される団体であること。
- 二 その活動の成果を一般に発表する方針をもつこと。
- 三 運営の期間及び責任者を持ち、継続性のある活動を行うこと。

(加入手続)

第六条 加入しようとする団体は会長にその旨を申し出て、次の書類を提出し理事会の承認を得なければならない。

- 一 加入申込書
- 二 申請までの活動状況（活動内容がわかるようなもの）
- 三 会員名簿
- 四 申請時の会計報告

2 申し込みのあった場合、理事会は第五条の条件を満たしていることを審議の上加入

を承認する。

(脱退)

第七条 本学会を脱退しようとする場合には、その一ヶ月前までに会長にその旨を予告した上で脱退する。

2 団体が解散した場合は本学会から脱退する。

3 長期に亘って団体の消息及び活動状況が役員会に不明である場合、特に理事会に二回以上無届欠席した場合、役員会は十五日以上の期限をきって連絡するように警告し、その期限内に連絡の無い場合は理事会で出席理事の三分の二以上の議決をもって除名することができる。

第三章 組織

(理事会の開催)

第八条 学会所属の各団体の代表一名が理事となり、理事会を構成する。

2 理事会は本学会の最高議決期間であり、原則として通常理事会は月一回開催する。

3 理事会は会長が招集する。ただし、全理事の五分の一以上の要求があるとき、会長は理事会を招集しなければならない。

4 理事会は全理事の二分の一以上の出席をもって成立し、議事は出席理事の過半数によりこれを決する。ただし、加入及び脱退審議の場合は出席理事の三分の二以上の賛成でこれを決する。

5 その年度最初の理事会はその年度の活動財政方針を議決しなければならない。

(役員と任務)

第九条 本学会の役員及び任務を次のように定める。

一 会長 一名 本学会を代表し、会務を総括する。

二 副会長 一名 会長を補佐し、書記を行う。

会長に事故あるときは、その職務を代行する。

三 財務局長 一名 会務事務を管理する。

(選挙方法)

第十条 役員選挙方法は次のように定める。

一 会長 前任会長の指名に基づき、理事会において選出する。

二 副会長、財務局長 会長が指名し、理事会が承認する。

(任期)

第十一条 役員任期は全て一ヶ年とする。ただし、重任再任を妨げない。

(役員会)

第十二条 全役員をもって役員会を構成する。

2 役員会の招集は会長が行う。

3 成立議決の要件は理事会に準ずる。

4 役員会は理事会の議決に基づいて活動の執行に必要な事項を決定し、執行にあたる。ただし、特別委員会を専任し職務の一切を委任することができる。

(改定)

第十三条 本規約の改定は出席理事の三分の二以上の議決を得なければならない。

附則

(施行期日)

第十四条 本改定規約は 1962 年 11 月 17 日に理事会で決議されたときから、ただちに施行される。

第十五条 本規約第二条第五号は、その効力を当分の間停止する。

第十六条 本改定規約は 1974 年 6 月 12 日の理事会で決議されたときから、ただちに施行される。

第十七条 本改定規約は 2018 年 11 月 14 日の理事会で決議されたときから、ただちに施行される。

申し合わせ事項

- ・通常理事会は原則としてその月の第一水曜日の 12 : 30 より開始される。